

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律案要綱

第一 総則

一 目的

この法律は、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（以下「協定」という。）の適確な実施を確保するため、協定の実施に伴う道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）及び道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）の適用除外、刑事手続等の特例、国の賠償責任の特例並びに特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助に関する措置を定め、もって我が国とオーストラリアとの間における防衛の分野に係る協力の円滑化に資することを目的とすること。

（第一条関係）

二 定義

1 この法律において「オーストラリア軍隊」とは、協定第一条(c)に規定する訪問部隊として日本国内に所在するオーストラリアの軍隊をいうものとする。

2 この法律において「オーストラリア軍隊の文民構成員」とは、協定第一条(a)に規定する文民構成員であつて、オーストラリア軍隊に係るものをいうものとする事。

3 この法律において「オーストラリア軍隊の構成員」とは、協定第一条(d)に規定する構成員であつて、オーストラリア軍隊に係るものをいうものとする事。

(第二条関係)

第二 道路運送法及び道路運送車両法の適用除外

一 公用車両(協定第一条(e)に規定する公用車両であつて、オーストラリア軍隊に係るものをいう。二において同じ。)には、道路運送法第九十四条及び第九十五条の規定は、適用しないものとする事。

二 公用車両(日本国において賃借されるものを除く。)には、道路運送車両法第四条、第十九条、第二十九条、第三十一条から第三十三条まで、第四十条から第四十五条まで、第四十七条から第五十条まで、第五十四条、第五十四条の二、第五十六条、第五十八条、第六十三条、第六十六条、第七十三条第一項、第九十七条の三、第九十九条から第九十九条の三まで及び第百条の規定は、適用しないものとする事。

(第三条関係)

第三 刑事手続等の特例

一 逮捕されたオーストラリア軍隊の構成員又はオーストラリア軍隊の文民構成員の引渡し

1 検察官又は司法警察員は、逮捕された者がオーストラリア軍隊の構成員又はオーストラリア軍隊の文民構成員であり、かつ、その者の犯した罪が協定第二十一条第四項(a)(i)又は(ii)に掲げる罪のいずれかに明らかに該当すると認めるときは、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）の規定にかかわらず、直ちに被疑者をオーストラリア軍隊に引き渡さなければならぬものとする。

2 司法警察員は、1により被疑者をオーストラリア軍隊に引き渡した場合においても、必要な捜査を行い、速やかに書類及び証拠物と共に事件を検察官に送致しなければならないものとする。

（第四条関係）

二 オーストラリア軍隊によって逮捕された者の受領

1 検察官又は司法警察員は、オーストラリア軍隊から日本国の法令による罪を犯したオーストラリア軍隊の構成員又はオーストラリア軍隊の文民構成員を引き渡す旨の通知があつた場合には、裁判官の発する逮捕状を示して被疑者の引渡しを受け、又は検察事務官若しくは司法警察職員にその引渡しを受けさせなければならぬものとする。

2 検察官又は司法警察員は、1の場合において、引き渡されるべき者が日本国の法令による罪を犯したことを疑うに足りる十分な理由があつて、急速を要し、あらかじめ裁判官の逮捕状を求めることができないときは、その理由を告げてその者の引渡しを受け、又は受けさせなければならぬものとする。この場合には、直ちに裁判官の逮捕状を求める手続をしなければならないものとする。逮捕状が発せられないときは、直ちにその者を釈放し、又は釈放させなければならぬものとする。

3 1及び2の場合を除くほか、検察官又は司法警察員は、引き渡される者を受け取った後、直ちにその者を釈放し、又は釈放させなければならないものとする。

4 1又は2による引渡しがあつた場合には、刑事訴訟法第九十九条の規定により被疑者が逮捕された場合の手続の例によるものとする。ただし、同法第二百三条第一項、第二百四条第一項及び第二百五条第二項の時間の制限は、それぞれ1又は2による引渡しがあつた時から起算すること。

(第五条関係)

三 オーストラリア軍隊の財産の差押え、搜索等

オーストラリア軍隊の財産（オーストラリア軍隊が日本国内に所在していない場合にあつては、日本国内に所在するオーストラリアの軍隊の財産であつて、オーストラリア軍隊の用に供されていたものを含む。）についての搜索（搜索状の執行を含む。）、差押え（差押状の執行を含む。）、記録命令付差押え（記録命令付差押状の執行を含む。）又は検証は、検察官若しくは司法警察員がオーストラリア軍隊（オーストラリア軍隊が日本国内に所在していない場合にあつては、オーストラリアの軍隊。以下三において同じ。）の権限ある者の同意を得て行い、又は検察官若しくは司法警察員からオーストラリア軍隊の権限ある者に囑託して行ふものとする。ただし、裁判所又は裁判官が必要とする検証は、その裁判所若しくは裁判官がオーストラリア軍隊の権限ある者の同意を得て行い、又はその裁判所若しくは裁判官からオーストラリア軍隊の権限ある者に囑託して行ふものとする。 （第六条関係）

四 オーストラリア軍隊等への書類又は証拠物の提供等

裁判所、検察官又は司法警察員は、その保管する書類又は証拠物について、オーストラリア軍隊その他のオーストラリアの権限ある当局から、オーストラリア軍隊の構成員又はオーストラリア軍隊の文民構成員が犯した罪に係る刑事事件の審判又は捜査のため必要があるものとして申出があつたときは、そ

の閲覧若しくは謄写を許し、謄本を作成して交付し、又はこれを一時貸与し、若しくは引き渡すことができるものとする事。

(第七条関係)

五 日本国の法令による罪に係る事件以外の刑事事件についての協力

1 検察官又は司法警察員は、オーストラリア軍隊から、日本国の法令による罪に係る事件以外の刑事事件につき、オーストラリア軍隊の構成員又はオーストラリア軍隊の文民構成員の逮捕の要請を受けるときは、これを逮捕し、又は検察事務官若しくは司法警察職員に逮捕させることができるものとする事。

2 1の場合において、逮捕の要請があつた者が、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内にいることを疑うに足りる相当な理由があるときは、検察官又は司法警察員は、裁判官の許可を得て、その場所に入りその者を搜索し、又は検察事務官若しくは司法警察職員にその場所に入りその者を搜索させることができるものとする事。ただし、追跡されている者がその場所に入ったことが明らかであつて、急速を要し裁判官の許可を得ることができないときは、その許可を得ることを要しないものとする事。

3 1によりオーストラリア軍隊の構成員又はオーストラリア軍隊の文民構成員を逮捕したときは、直ちに検察官又は司法警察員から、その者をオーストラリア軍隊に引き渡さなければならないものとする。

4 司法警察員は、3によりオーストラリア軍隊の構成員又はオーストラリア軍隊の文民構成員を引き渡したときは、その旨を検察官に通報しなければならないものとする。

5 検察官又は司法警察員は、オーストラリア軍隊その他のオーストラリアの権限ある当局から、日本の法令による罪に係る事件以外の刑事事件につき、協力の要請を受けたときは、参考人を取り調べ、実況見分をし、又は書類その他の物の所有者、所持者若しくは保管者にその物の提出を求めることができるものとする。

6 検察官又は司法警察員は、検察事務官又は司法警察職員に5の処分をさせることができるものとする。

7 5及び6の処分に際しては、検察官、検察事務官又は司法警察職員は、その処分を受ける者に対してオーストラリア軍隊その他のオーストラリアの権限ある当局の要請による旨を明らかにしなければならない。

ならないものとする。

(第八条及び第九条関係)

六 自衛隊に係る構成員又は文民構成員への準用

1 二は、オーストラリアの権限ある当局から、協定第一条(c)に規定する訪問部隊としてオーストラリア内に所在する自衛隊に係る同条(d)に規定する構成員又は同条(a)に規定する文民構成員(2において「自衛隊に係る構成員又は文民構成員」という。)であつて、日本国の法令による罪を犯した者を引き渡す旨の通知があつた場合について準用すること。

2 四は、オーストラリアの権限ある当局から、自衛隊に係る構成員又は文民構成員が犯した罪に係る刑事事件の審判又は捜査のために必要があるものとして申出があつたときについて準用すること。

(第十条関係)

七 刑事補償

刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)又は少年の保護事件に係る補償に関する法律(平成四年法律第八十四号)の規定の適用については、オーストラリア軍隊その他のオーストラリアの権限ある当局による抑留又は拘禁は、刑事訴訟法による抑留若しくは拘禁又は少年の保護事件に係る補償に関する法律

第二条第一項第二号に掲げる身体の自由の拘束とみなすものとする事。

(第十一条関係)

第四 国の賠償責任の特例

一 職務遂行に係る賠償責任

オーストラリア軍隊の構成員又はオーストラリア軍隊の文民構成員が、その職務を行うについて日本国内において違法に他人に損害を加えたときは、国の公務員がその職務を行うについて違法に他人に損害を加えた場合の例により、国がその損害を賠償する責任を負うものとする事。(第十二条関係)

二 工作物等の設置等に係る賠償責任

オーストラリア軍隊が占有し、所有し、又は管理する土地の工作物その他の物件の設置又は管理に瑕疵があつたために日本国内において他人に損害を生じたときは、国が占有し、所有し、又は管理する土地の工作物その他の物件の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じた場合の例により、国がその損害を賠償する責任を負うものとする事。(第十三条関係)

三 適用除外

一及び二は、(1)又は(2)に掲げる場合には、適用しないものとする事。

(1) 被害者がオーストラリア軍隊の構成員又はオーストラリア軍隊の文民構成員である場合

(2) 協定第二十三条第六項の規定により同条第五項の規定の適用を受けない場合 (第十四条関係)

第五 特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助

一 請求のあつせんの申請

特殊海事損害（協定第二十三条第六項(c)に規定する損害であつて同条第五項の規定の適用を受けないものをいう。）を被つた日本国民又は日本国法人は、防衛省令で定めるところにより、その被つた損害についてオーストラリアに対して行う賠償の請求のあつせんを防衛大臣に申請することができるものとすること。
(第十五条関係)

二 請求のあつせん

防衛大臣は、一による請求のあつせんの申請があつたときは、当該申請に係る請求のあつせんを行わなければならないものとする。ただし、請求の理由がないと認められるときは、この限りでないものとする。
(第十六条関係)

三 訴訟の援助

1 政府は、二によるあつせんにより当該あつせんの申請をした者に係る請求が解決されない場合において、その者がオーストラリアの裁判所に当該請求に係る訴訟を提起するときは、政令で定めるところにより、訴訟に関する費用の立替えその他当該訴訟について必要な援助を行うことができるものとする。

2 1の立替金には、利息を付さないものとする。

(第十七条関係)

四 立替金の償還等

政府は、三の1により費用の立替えを受けた者に係る訴訟が終了した場合には、その立替金を償還させなければならないものとする。ただし、政令で定めるところにより、償還金の支払を猶予し、又は立替金の全部若しくは一部の償還を免除することができるものとする。

(第十八条関係)

第六 附則

一 この法律は、協定の効力発生の日から施行すること。

(附則第一項関係)

二 防衛省設置法(昭和二十九年法律第六十四号)について所要の改正を行うこと。

(附則第二項関係)